

## 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、感染症法に基づく「指定感染症」に指定されています。

- 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、症状がなくなるまで自宅で休養してください。
- 症状の有無に関わらず、必ず、毎日検温をして、その結果を記録しておいてください。

### 【発熱等の風邪の症状により自宅休養した場合の対応】

欠席した期間は、「学校保健安全法第19条による出席停止」として扱うことができます。

### 《新型コロナウイルス感染症に関する対応の目安》

- (1) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- (2) 重症化しやすい人(\*)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
(\*)糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人
- (3) 上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
(症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差があります。強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)



「帰国者・接触者相談センター」に相談、もしくは事前に医療機関に連絡した上で受診

| 名 称                                     | 平日 8:30~17:15                                | 平日以外<br>(土曜、日曜、祝日含む) |
|---|--|----------------------|
| 帰国者・接触者相談センター                           | 050-5371-0561<br>050-5371-0532               | 050-5371-0532        |
| 静岡県庁相談ダイヤル<br>(上記にあてはまらないが症状に不安がある場合など) | 054-221-8560・054-221-3296<br>(平日 8:30~17:15) |                      |

★生徒本人や家族に感染が判明された場合、感染の恐れがあるまたは濃厚接触者と特定された場合やPCR検査等が必要となった場合、また「帰国者・接触者相談センター」に相談したときは、必ず、学校に連絡してください。